

並行輸入における不公正取引行為の類型告示

公正取引委員会告示 第 2015-15 号

2015 年 10 月 23 日一部改正

第 1 条(目的) この告示は、独占規制及び公正取引に関する法律(以下“法”という。)第 23 条(不公正取引行為の禁止)第 1 項の規定による不公正取引行為に該当され禁止される不当な並行輸入阻止行為の代表的な類型を具体的に明らかにし、これを事前に予防するのにその目的がある。

第 2 条(用語の定義) ①“真正商品”とは、商標が外国で適法に使用できる権利がある者により付着され配布された商品をいう。

②“独占輸入権者”とは、次の各号の 1 に該当する者をいう。

1. 外国商標権者と国内商標権者が同一人であったり、系列会社関係(株式または持分の 30%以上を所有しながら最多出資者である場合)や輸入代理店関係にある者

2. 外国商標権者と第 1 号の関係にある者から専用使用権の設定を受けた者

③“並行輸入”とは、独占輸入権者により当該外国商品が輸入される場合、第 3 者が他の流通経路を通じて真正商品を国内独占輸入権者の許諾なしに輸入することをいう。

第 3 条(適用対象) 本告示は、関税庁告示である[知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示]第 1-3 条第 5 号ただし書き規程により“商標権を侵害しないものと見る場合”に該当され、輸入が許容される商品を国内に輸入して販売する並行輸入業者の行為を不当に阻害する独占輸入権者、及びその販売業者の不公正取引行為をその規制対象とし、本告示第 5 条から第 11 条で規定した不当な並行輸入阻止行為に該当される場合とは、これを前提とする。

第 4 条(基本原則) ①並行輸入は、独占輸入権者外の第 3 者が他の流通経路を通じて真正商品を輸入することにより、一般的に競争を促進させる効果をもたらすことであるため、これを不当に阻害する場合には法に違反される。

②並行輸入品という商品が真正商品でなく偽造商品である場合には、商標権の侵害を理由に独占輸入権者とその販売を中止させることができ、その他にも商品仕様や品質が他の商標品であるにもかかわらず虚偽の出処表示をする等で一般消費者に独占輸入権者が取扱う商品と同一のものであると誤認される恐れがある場合、商標の信用を保持するために必要な措置を取ることは原則的に法上問題とならない。

第 5 条(海外流通経路からの真正商品購入の妨害) 独占輸入権者が不当に次の各号の 1 に該当する行為をする場合には、独占規制及び公正取引に関する法律施行令別表(以下“施行令別表”という。)第 7 号(拘束条件付き取引)口目(取引地域または取引相手方の制限)に該当され、法第 23 条(不公正取引行為の

禁止)第1項第5号前段に違反されたり施行令別表第8号(事業活動妨害)二目(その他の事業活動妨害)に該当され、法第23条(不公正取引行為の禁止)第1項第5号後段に違反される。

1. 並行輸入権者が真正商品を購入しようとする場合、外国商標権者の海外取引先に対し外国商標権者をして製品供給をできないようにする行為

2. 並行輸入品の製品番号などを通じてその購入経路を見極めて同製品を取扱った外国商標権者の海外取引先に対し、外国商標権者をして製品供給をできないようにする行為

第6条(販売業者に対する並行輸入品の取扱制限) 独占輸入権者が独占輸入商品を販売するにあたり、不当に並行輸入品を取扱わない条件で自分の販売業者と取引する等、販売業者に対し並行輸入品を取扱わないようにする場合には、施行令別表第7号(拘束条件付き取引)イ目(排他条件付き取引)に該当し法第23条(不公正取引行為の禁止)第1項第5号前段に違反される。

第7条(並行輸入品を取扱った販売業者に対する差別的取扱) 独占輸入権者が独占輸入商品を販売するにあたり自分の販売業者のうち並行輸入品を取扱う販売業者に対しては、他販売業者に比べて顕著に不利な価格で取引したり、数量・品質等の取引条件や取引内容に関して不当に差別的取扱をする場合には、施行令別表第2号(差別的取扱)イ目(価格差別)及びロ目(取引条件差別)に該当され法第23条(不公正取引行為の禁止)第1項第1号後段に違反される。

第8条(並行輸入品を取扱った販売業者に対する製品供給拒絶及び中断) 独占輸入権者が独占輸入商品を販売するにあたり並行輸入品を取扱う事業者とは取引開始を拒絶したり、その間ずっと取引してきた自分の販売業者のうち並行輸入品を取扱った事業者に対し並行輸入品を取扱ったという理由だけで不当に製品の供給を中断する場合には、施行令別表第1号(取引拒絶)ロ目(その他の取引拒絶)に該当され法第23条(不公正取引行為の禁止)第1項第1号前段に違反される。

第9条(並行輸入品を取扱う小売り業者に対する独占輸入品の販売制限) 独占輸入権者が自分の販売業者(卸売業者)をして不当に並行輸入品を取扱う小売り業者には独占輸入品を販売できないようにする場合には、施行令別表第7号(拘束条件付き取引)ロ目(取引地域または取引相手方の制限)に該当されて法第23条(不公正取引行為の禁止)第1項第5号前段に違反される、または施行令別表第6号(取引上地位の濫用)ホ目(経営干渉)に該当され法第23条(不公正取引行為の禁止)第1項第4号に違反される。

第10条(並行輸入品に対する誹謗的表示・公告) <削除 98.12.31>

第11条(並行輸入品の公告活動妨害) <削除 98.12.31>

第12条(見直し期限) 公正取引委員会は、および「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」により、この告示に対して2016年1月1日を基準に毎3年になる時点(毎3年目の12月31日までをいう)ごと、その妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。

付 則<第 2015-15 号、2015.10.23>

第 1 条(施行日) この告示は、2015 年 10 月 23 日から施行する。